

令和8年玉村町議会第1回定例会会議録第4号

令和8年3月11日（水曜日）

議事日程 第4号

令和8年3月11日（水曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11人）

1番	川端 悟 君	2番	峯岸 敬一 君
3番	笛木 美登利 君	4番	嶋田 由紀子 君
5番	井上 景子 君	6番	松本 幸喜 君
7番	羽鳥 光博 君	9番	備前島 久仁子 君
10番	高橋 茂樹 君	12番	月田 均 君
13番	新井 賢次 君		

欠席議員（2人）

8番	堀越 真由子 君	11番	浅見 武志 君
----	----------	-----	---------

説明のため出席した者

町 長	石川 眞男 君	副 町 長	萩原 保宏 君
教 育 長	鈴木 寛史 君	総 務 課 長	齋藤 善彦 君
企 画 課 長	関根 伸行 君	税 務 課 長	貫井 利行 君
健康福祉課長	岡田 寛子 君	子ども育成課長	今井 理恵子 君
住 民 課 長	丸山 智志 君	環境安全課長	齋藤 博 君
経済産業課長	平野 敏行 君	都市建設課長	原田 英樹 君
上下水道課長	上村 明弘 君	会計管理者 兼会計課長	関根 聡子 君
学校教育課長	青木 栄二 君	生涯学習課長	畑中 哲哉 君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋藤 恭	局長補佐	萩原 穰
庶務係兼 議事調査係	飯田 麻友		

○開 議

午前9時開議

◇議長（新井賢次君） 着席願います。おはようございます。浅見議員、堀越議員は欠席です。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（新井賢次君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、10番高橋茂樹議員の発言を許します。

〔10番 高橋茂樹君登壇〕

◇10番（高橋茂樹君） おはようございます。議席番号10番高橋茂樹です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

今日は、15年前の3月11日の午後2時46分、最大震度7、マグニチュード9.0の東日本大震災に見舞われた日でございます。15年前の3月11日は、玉村町では中学校の卒業式だったので。それで、午前中は議員も中学校の卒業式に出ていて、午後、この議場で一般質問が行われている最中に東日本大震災が起きました。そのときの揺れは、やはり今までに中越地震だとか、そのときの感じたのより物すごく、この役場の4階ですから、地震の振動を強く感じた覚えがあります。そのときには、この天井に日よけの伽藍が飾ってあって、覚えている人もいますけれども、これが物すごく揺れて、これが落ちるのではないかというような恐怖感もあったのは覚えています。その後、取り外されて、すっきりとした天井になってきて、そんな格好で今の議場があるのですけれども、その中でちょうど我々もここにいて、即もう一般質問をその場で中止にしまして、みんな外を見たりとかということで、そのときは私は阪神・淡路大震災が起きた後に神戸へ視察に行ったことあるのですけれども、そのときも西宮駅というのですか、神戸港の辺り、ポートタワーの辺りは、本当にひどかったのは覚えていますし、テレビ等で阪神・淡路大震災のときには火災が非常に発生したので、玉村町もあの揺れでもしかしてどこかで火災でも起きたら大変だということで、4階のところから外を見たら、煙がなかったので一安心したということでございます。その後、テレビ等で津波に襲われた東北地方が当初は映っていたのですけれども、途中であまりにも悲惨でもうテレビの放送も打ち切って、津波の様子は見られないようになって、もう甚大な被害があって、またそのときに東京電力福島第一原子力発電所で原子炉が駄目になって、放射能が放出したというようなことで、非常にやはり東日本大震災は甚大な被害をもたらしています。その後、直後ではないのですけれども、1年後ぐらいに玉村町の議会の委員会で、玉村町から東北地方へ職員派遣の要請があって、玉村町からも1人ずつ、何年か宮城県の亘理町ですか、派遣されたと思っていますけれども、そんな中で行政の手伝いもしてきました。亘理町へ委員会で行ったときなのですが、あの海岸、亘理町、高速道路が走っていて、海側は物

すごい何もなかったです。ただ、高速道路が防波堤になって、高速道路の陸側は、そんなに建物が壊れているとか、お墓が倒れているとかという被害あったのですけれども、亙理町の役場も非常に被害を受けて、その後、また違うときなのですけれども、議員で大川小学校も行きました。大川小学校に行ったときは、あれだけの児童が死んでいると、何となくもう体に震えがくるようなやはり変な感じがあって、大川小学校のすぐ裏が30メートルか40メートルぐらいの山になっているのです。なぜ校舎内で待機して、逃げなかったのかというような気はしました。それで、その次に南三陸町へ行ったら、南三陸町のやはり丘の上にある中学校が、その日の午後は南三陸町は中学校が卒業式の前の日で、父兄も含めて卒業式の準備をしていたというのです。そうしたら、準備をしていた人の中で、1人の父兄が地震が来たらそれ逃げろと言って、これも山間地ですから、すぐ裏に山があって、これは校舎内では駄目だというようなことで、山へ逃げろというようなことで山へ逃げた中で、やはり1人も犠牲者が出ない。大川小学校は校舎内で逃げて、これは校舎内で津波に遭って大勢の児童が亡くなられたという、そのときの父兄の方がチリ地震で三陸に津波が来たというのを覚えていて、地震があると津波が来るのだということで、もう即生徒、親も含めて全員が山のほうへ逃げろと、校舎では駄目だというような格好で避難したために、誰も被害に遭わなかったと。そのそばで同じ地震で、同じ津波で大勢が犠牲になるとならないのとは、やはり今までの災害に対する教訓だということがそのときはつくづく感じました。そのとき、あとは女川へも行ったのですけれども、女川町役場から、女川は海岸まで500メートルぐらいですか、そのぐらいのところに漁港がありますから、船ですから、やはり海とつながってなければ駄目だということなのですけれども、町役場だとか何かのところは、行ったときはちょうど復興の工事をしている、もう山を崩して町の中を10メートルから15メートルぐらい土盛りしている。港だけはもう下のほうへ下りるような格好でつくってあるのが女川の町の中心地だというように思っています。いろいろと、ちょうど今日は3月11日ですから、自然災害になったときにどうやって身を守るかというようなことで、一番には身を守るのは個人だと思いますけれども、行政の助けも借りながら、やはり万が一のときのための防災は必要かと思って今日の一般質問をするのですけれども、東日本大震災で災害に遭われた皆さんには心からお見舞い申し上げて、今日の一般質問に入ります。

まず1点目、令和8年度の施政方針について、町長が施政方針の中で述べていた以下の3点について問います。まず1点、重点項目①、先ほどの東日本大震災ではないですけれども、わざわざから生命と財産をまもるの中で内水氾濫防止対策について尋ねます。特に矢川樋管の周辺は、台風第19号のときに上陽の高橋川とともに一番被害があったところなので、その辺の矢川樋管、高橋川樋管のところの対策はほかの方が質問していますので、矢川樋管周辺の対策を重点的に聞きたいと思います。

次に、重点項目③、元気に年を重ねられる町をつくるの中で、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉の充実とありますから、もちろん福祉政策は大事なのですけれども、その中で、施政方針の中で、高齢者、私も高齢者に仲間入りをさせてもらっていますので、高齢者支援の重点政策はどういうふう

玉村町では考えているか、お聞かせください。

次に、重点項目⑥、笑顔と活気のある地域をつくり、つなげるという中で、笑顔と活気のある地域づくりについては、具体的に、今までの一般質問の中でもしているのですけれども、五料、飯倉地区の農地の利活用、具体的な今後の進め方を問います。なぜかという、やはり周りの農地が草だらけだとか、未利用だとか、いろいろとそういうことになってきますと、その辺が笑顔の地域ということにならないので、ひもづけて、その辺の利活用について具体的な今後の進め方を問います。

次に、2点目として、マイナンバー制度について、これはこの間の民生文教常任委員会でも、マイナンバーについていろいろと常任委員会でも説明を受けたところですが、マイナンバー制度について、各種証明書のコンビニ交付の利用状況、それとコンビニ交付と役場窓口交付の現状と課題、それと交付手数料の課題を問います。

それで、マイナンバー制度の3点目なのですが、コンビニ交付手数料の引下げをしたらどうかという提案なのですが、コンビニ手数料の引下げの用意が町としてあるか、また検討するか問います。

次に、3点目として、今年度の当初予算が示されたように、今までで最高の伸びを示したり最高の額ということで、今町の町税の収納対策、見込みで予算を立てている中、町税の収納の対策はどうなっているか。ここ数年の収納率は、玉村町はどんなふうになっているか。また、税務の中で滞納者対策はどのようにしているかと問いますので、お願いします。

それでは、1回目の質問は以上で、次からは自席の質問にします。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。高橋茂樹議員のご質問にお答えいたします。

今議員が冒頭おっしゃいました15年前の東日本大震災、あのときはたしか議長が宇津木治宣さんで、三友美恵子議員が質問中だったと思います。本当に、その後の大きな地震での被害、対応の難しさ等々を考えますと、なかなか予期が難しい災害に対して、やはり日頃からどのような準備、心構えをしていくかということが非常に大事なことではないかと思えます。そういうことは、皆さんで肝に銘じて対応していきたいと思えます。

初めに、令和8年度施政方針についてのご質問にお答えします。まず、1点目の内水氾濫防止対策について、矢川樋管周辺の対策はとのご質問についてですが、矢川樋管周辺の内水氾濫対策につきましては、令和6年度におきまして、矢川樋管へ流入する県道綿貫篠塚線以北の矢川排水区の水を川井地区と飯倉地区の境を流れる矢川へ排水するバイパス水路を整備する案と、矢川樋管付近に排水ポンプを整備する案の比較検討を行い、整備費用や維持管理費用の観点から、バイパス水路を整備する案が適当であるとの結論が得られたため、今後は整備費用の確保について検討を進めていくこととしていたところですが、去る1月に烏川を管理する国土交通省関東地方整備局河川部の河川調査官と高崎

河川国道事務所の副所長が町長を訪問し、平成25年度に国が策定した利根川・江戸川河川整備計画の変更についての説明が行われました。その中で、策定時から利根川上流部対策として計画している烏川調節池に関して、おおよその区域に関する説明があり、それによれば、計画区域はまだ確定ではないとのことでしたが、岩倉橋下流から矢川樋管付近までの区間の河川敷内に調節池を整備するものとなっており、町で検討を進めているバイパス水路の計画を伝えたところ、場合によってはバイパスの整備効果が薄れてしまう可能性があるかもしれないとのことでした。そのことから、町が今までに実施したバイパス水路とポンプ設置の検討資料を河川調査官に提供し、現在内容を確認していただいているところです。現在そのような状況でありますので、資料の内容が確認され、関東地方整備局より連絡がありましたら、その内容に基づき、今後の方針を再度検討していきたいと考えているところでございます。なお、台風第19号以後の対策として、矢川樋管上流のクボタゴルフ練習場北側の排水を菅沢樋管水路へ流入させる工事につきましては、既に実施しており、若干ではありますが、矢川樋管への流入排水量が減っております。

次に、高齢者支援の重点政策についてのご質問についてお答えします。施政方針の高齢者福祉の充実でも申し上げたとおり、デマンド乗合タクシー「たまGO」の利便性向上と高齢者が安心して暮らせる支援体制の構築の、大きく2つの柱が重点政策でございます。特に高齢者への支援体制につきましては、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で掲げる、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる町の基本理念の下、町内に3か所設置している地域包括支援センターを中心に、その充実を図っております。地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として相談者一人一人に寄り添った支援を行うとともに、支援ニーズの把握に努めております。また、筋力トレーニング事業やふれあいの居場所のさらなる充実に向けた後方支援とそれら通いの場への参加を促すマッチングを行っております。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで継続するためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。通いの場への参加など、地域社会との交流やこれまでの経験を生かしたボランティア活動などを通じて、地域社会を構成する一員として生きがいを持てる機会の創出や充実を図ってまいります。

次に、五料、飯倉地区の農地の利活用について、具体的な今後の進め方についてお答えいたします。まず、五料・飯倉地区農地利用活性化基本構想の基本指針でございます、特産物の創出についてお答えいたします。特産物の創出に係る奨励作物の選定に当たっては、五料・飯倉地区農地利用活性化検討委員会で試験栽培や現地視察などを重ね、さらに地球の気候変動や特色あるまちづくり、消費者ニーズの変化などを考慮し、現段階においての奨励作物を果樹といたしました。令和8年度は、その特産物の創出のスタートアップ事業として、奨励作物の推進事業を実施いたします。事業名は玉村町果樹園設置支援事業、通称たまむら果樹園応援プロジェクトとし、町民の皆さんがそれぞれの視点で町の推奨作物である果樹園づくりにチャレンジしてもらい、町はそのチャレンジ費用に対して経済的支援を行う補助制度になります。補助の具体的な内容としましては、果樹園を設置するに当たり必要と

なる対象経費に対しまして、1経営体当たり2分の1、かつ上限100万円を補助するものです。今後のスケジュールとしましては、広報6月号において、事業詳細の周知啓発を行い、さらに6月18日には、本事業に関心を持つ方を対象に事業説明会を開催いたします。町民の皆さんが、町が特産品づくりをいよいよ始めたぞ、とあっていただき、さらに本事業への積極的な参画が図れるよう事業周知を進めてまいります。

続きまして、基本構想2つ目の基本方針でございます農業系企業誘致についてご説明いたします。農業系企業誘致につきましては、群馬県で取り組んでいるぐんまAgri × NETSUGEN共創事業にモデル自治体として参画し、衛星データによる農業課題の解決する事業を共同で進め、農業企業向けコンテンツとなる農地情報の見える化を実現しました。また、国内の農業系企業や農業関係者2万社を対象に、玉村町の農地に関するアンケート調査を実施し、さらに3月18日には、群馬県庁32階NETSUGENセミナースペースにおいて、玉村町における農業系企業誘致に向けた取組を先進地事例として発表することになっております。令和8年度も引き続き群馬県事業のぐんまAgri × NETSUGEN共創事業に参画し、世界150か国、75万地点以上の気象ビッグデータをAIで解析し、地球上の気候条件が類似する地域を特定するサービスを進める東京のベンチャー企業、Penguin LabsとAIデータを活用した気象データと玉村町の未来の農産物の研究を進める予定となっており、さらにバージョンアップした取組を群馬県と進めてまいります。

最後に、基本構想3つ目の基本方針でございます五料、飯倉地区の農地の活用にあたりましては、前述しました奨励作物補助制度において、本地域で新たに奨励作物を作付けする場合、補助率を3分の2に優遇することで、本地域への農業進出を誘導し、農地利用の活性化を図ってまいります。以上のように、玉村町五料・飯倉地区農地利用活性化基本構想に基づき、引き続き様々な可能性について挑戦していくとともに、次世代にもつながる継続可能な新たな農業形態の構築を目指してまいります。

次に、マイナンバー制度についてのご質問にお答えします。マイナンバー制度は、行政を効率化し国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するための基盤を構築する制度として導入され、平成28年1月からマイナンバーカードを使った制度が順次開始されています。当町においては、町民の利便性向上と証明書交付窓口の混雑緩和を図ることを目的として、平成29年1月から、マイナンバーカードを用いて、コンビニエンスストアの店舗内に設置されたマルチコピー機等を利用した証明書の交付サービス、コンビニ交付を開始しました。

まず、1点目の各種証明書のコンビニ交付の利用状況についてですが、令和8年1月末現在で、マイナンバーカードの交付枚数は2万8,931枚で、交付率81.2%となっており、コンビニ交付につきましては、住民票関係のコンビニ交付が可能な証明書の発行枚数全体で2万3,326件に対して、コンビニ交付は7,435件で利用率は31.87%となっています。また、税務関係のコンビニ交付が可能な証明書の発行枚数全体で2,870件に対して、コンビニ交付は499件で、利用率は17.38%となっています。平成29年のコンビニ交付サービス開始当時のマイナンバーカー

ドの交付枚数は2,708枚で、交付率は7.4%、コンビニ交付が可能な証明書の発行枚数が3万3,663件に対して、コンビニ交付は415件で、利用率は1.23%でしたので、マイナンバーカードの交付率の上昇に比例して、コンビニ交付の利用率も上昇しております。

次に、2点目のコンビニ交付と役場窓口交付の現状と課題、交付手数料の課題について、3点目のコンビニ交付手数料の引下げについて、検討あるいは準備はあるかについてですが、関連がありますので併せてお答えいたします。現在、来庁者が住民課窓口で各種証明書の交付を請求する際に、必ず申請書を記入し、提出していただいておりますが、来庁者にとっては、申請書の記入が負担となっております。また、職員にとっては、業務終了後の申請書と手数料の集計作業が大きな負担となっており、これが時間外勤務増大の一因となっております。また、事務スペースも手狭になってきていることから、庁舎の増改築化と窓口業務負担の軽減を目的とした窓口DX化の研究を行うため、庁舎内の窓口業務の多い課の職員を中心に、令和7年度4月にプロジェクトチームを立ち上げました。その中で、窓口業務の負担を軽減する方法の一つとして、コンビニ交付の利用促進策を検討しております。現在、コンビニ交付促進策として、コンビニ交付手数料を役場窓口より50円安く設定しておりますが、さらなる利用促進につなげるために、コンビニ交付手数料の引下げや実施時期等について、プロジェクトチームで今後も研究してまいりたいと考えております。

次に、町税の収納対策についてのご質問にお答えします。まず、ここ数年の収納率はどうなっているかについてですが、現年度分の収納率は、令和2年度が99.13%、令和3年度が99.10%、令和4年度が98.83%、令和5年度が99.14%、令和6年度が99.28%となっております。令和4年度までやや低下傾向にありましたが、令和5年度は改善している状況であります。

次に、滞納繰越分についてですが、令和2年度が27.09%、令和3年度が31.00%、令和4年度が25.30%、令和5年度が40.33%、令和6年度が39.39%となっております。令和4年度に一時的に低下したものの、令和5年度には大きく改善し、その水準を維持しているところであります。

次に、滞納者対策はどのようにしているかについてですが、町では、早期着手、早期解消を基本として滞納整理に取り組んでおります。納期限を過ぎても納付が確認できない場合には、督促状を送付し納付を促しております。その後も納付または連絡がない場合には、督促状送付後おおむね半年以内に催告書を送付し、改めて納付をお願いしております。督促状や催告書の送付後に、納税相談があった場合には、早期完納を基本としつつ、生活状況等を丁寧に聞き取り、一括納付が困難な場合には分割納付の相談や納税緩和措置の説明などを行うなど、個々の状況に応じたきめ細やかな対応に努めております。また、生活困窮が見受けられる場合には、福祉担当部署との連携や法テラスの無料法律相談の案内を行うなど、状況に応じた支援につなげております。なお、督促状及び催告書を送付しても納付や納付相談がない場合は、法令に基づき財産調査を実施し、換価可能な財産が判明した場合には、やむを得ず差押え等の滞納処分を行っております。町税は、町政運営の根幹をなす自主財源であり、

税負担の公平性を確保することは極めて重要であります。今後とも納付しやすい環境整備と適正な滞納整理の両立を図りながら、滞納の早期解消とさらなる収納率の向上に努めてまいります。

◇議長（新井賢次君） 10番高橋茂樹議員。

〔10番 高橋茂樹君発言〕

◇10番（高橋茂樹君） それでは、自席から2回目の質問をしていきます。

まず、最初の施政方針に関わる中の、「わざわざ」から生命と財産をまもるという中で、今町長の説明の中に、やはり矢川樋管のところへ水が集まり過ぎるから、そこへバイパスをとということなのだけれども、直近に国土交通省のほうで、前々から岩倉橋下流の烏川、ガニ川と合流して利根川までの間を国土交通省のほうは遊水地計画は前々からある。そこで、バイパスで水を流そうとしても、そこへ水をためてしまうからということで、価値がないよなんていう国土交通省、ろくなこと言わない。これはまるっきり、議会で言っているか悪いか分からないのですけれども、私の私見なのですけれども、国土交通省は玉村町をダム代わりに使う気ではないかというような気がしてならないのです。烏川へ利根川から上流から来たものを1回ためて下流へ流さないようにしているなんていう、そんなばかな話をまともに受けると玉村町の住民が非常に困るので、バイパス工事でも何でもどんどん流す、下流に流して利根川に流す算段をしてもらわないと困るので、そんな中で、利根川については左岸を築堤をしたりだとか、利根川が氾濫するのは右岸のほうで危険性が非常にあるので、その辺のことをよく考えて国土交通省とまた折衝してもらえばいいかなと思います。矢川樋管辺りのは毎回質問しているのですけれども、やはり烏川の水位が上がると、そこへのみ切れないというようなことなので、地形的に低いので、堤防を越えて排水する算段を、今のところは非常時にポンプを2機持ってくるというようなことなのですけれども、その訓練だとか、またいろいろなものを実施してもらって、いざというときに災害を少なくするように、行政のほうも骨折ってほしいと思います。これいろいろと町も災害について考えてくれているということなので、もっとこれ以上考えてもらって、また住みやすい地域にしてもらえればと思います。

それから、その辺国土交通省に、今言ったような玉村町で烏川の遊水地計画なのだけれども、玉村町の内水をもっともっと流しやすいようにというようなことは言えますか。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今1月に行ったとき、私と副町長、それから原田都市建設課長が対応しまして、今指摘された、逆に遊水地を造ってしまうことによって、今度は利根川の水が内水氾濫的な状況を起こすこともあり得るので、その辺は注意してつくってもらわなければと、そんなことをよく考えてもらわないとなかなか同意はできないということは話しておきました。

◇議長（新井賢次君） 10番高橋茂樹議員。

〔10番 高橋茂樹君発言〕

◇10番（高橋茂樹君） 今町長の話の中にあるように、やはりあそこを遊水地で水位を上げれば、利根川の上流も流れがせきとめられて、どうしても水位が上がる、そこで下流を助けるような、簡単に言えば、このところで水をというようなことを、ぜひその辺は今町長が言ったように妥協しないで、玉村町の水防を考えてもらえればと思います。そんなことで、ぜひとも玉村町が水害に遭わないような方策をこれからもお願いしておきます。

次に、高齢者支援、「たまGO」は本当に、また今までのたまりんと違って、使い勝手がいいような気がします。ただ、「たまGO」も今時間帯によっては、先週の土曜日だったのですけれども、10時頃に乗ろうと思って、「たまGO」の予約センターへ電話しました。そうしたら、「たまGO」にいっぱい予約が入っていて、五料から玉村町役場までいっぱい乗れないのです。あっちこっち予約があって、10時に玉村町役場へ、土曜日ですよ、来たいということ言ったら乗れなかった。それで、今度はタクシーへ電話した。そうしたら、たまたま一番先に営業所が五料のほうに近い、交友タクシーに電話したら、土曜日だから1台しかタクシーがないと。それがちょうど9時半から大胡のほうへ予約が入っているので、10時に玉村町へ着くのに、五料迎え行ってでは全然戻れないから、駄目ですというのだよね。これはタクシー会社の事情だからとやかくではないのだけれども、それで今度は新町のタクシー会社へ電話してみてくださいというので、新町のタクシー会社を呼んで来たのですけれども、タクシーの運転手さんの話を聞いていたら、平日は東部工業団地だとか、そこへいっぱいお客さんが来るので、いろいろとタクシーも運転手さんも出ているのだけれども、土日になるとやはりお客さんが少なくなるので、運転手が休んだりするということで、しょうがないのだよなんていう話もあったのですけれども、玉村町の交通対策についてもいろいろと考えてもらえれば。ただ、毎日利用するわけではないから、単発で利用しているから、多くのことは言えないのですけれども、そんな中で「たまGO」については、今非常に利用も増えてきていていい環境の中にあるのかなと思います。

その中で、あとは高齢者、今地域コミュニティーをつくってというような話である中、やはり町のほうで居場所だとか体操だとか推奨しているのですけれども、この辺をもっともっと地域住民が参加しやすい何かをつくってもらえればありがたいかなと思っています。いろいろやるについても、今の時代ですから、経費もかかりますので、そういう地域住民が居場所だとか何かに参加しやすいような環境を何か考えてもらえればと思うのですけれども、何かいい案があったら教えてください。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

高齢者支援ということで、私どもも様々な取組を行っているのですけれども、やはり私どもも一番に考えたいのは、社会参加、高齢者の方がいかに社会の中に入れるかというところに力を入れてやっていきたいと。そういった地域交流の場を増やすですとか、そこに出向いてもらえるようにということで。今年度、9月だったかなと思うのですけれども、今年初めて介護予防フェスタというのを文化

センターで行いました。その目的というのが、やはり閉じ籠もりを防止するというか、閉じ籠もりがちな人をいかに地域につなげていくかといったところで来てもらって、様々な体験をしてもらって、ふれあいの居場所ですとか筋力トレーニング事業とか各公民館でやっているそういったものを紹介して、そこに行ってみませんかというようなことでマッチングをしようということで行いました。そこには、健康サポーターといいまして、各種介護予防サポーターというのを養成しているのですが、地域のリーダーとなって、そういった活動をしてきている人たちにご協力いただいて、その方と介護予防フェスタに来られた来場者をマッチング、またさらに通いの場へとつなげるというような取組を行いました。100名を超える来場者があったのですが、通いの場に出てくれるようなマッチング、そこまで行けたかという点、ちょっと今回は初めてだったということもあり、その部分ではうまくはいかなかったのですが、そういったことを重ねていって、高齢者の閉じ籠もりを防止、社会参加、それから高齢者の方が生きがいを持って、今まで経験してきた知識や技術を生かすようなボランティアができるような場ですとか、そういったところをつくっていきたいと思っております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 10番高橋茂樹議員。

〔10番 高橋茂樹君発言〕

◇10番（高橋茂樹君） 高齢者が引き籠もっていないように、もっともっと今のような状況の中で、もう少し参加しやすいような環境を行政から与えてもらえれば、地域の高齢者も出られるかなと考えますので、これからもその辺の努力をお願いします。

次に、3点目、活気ある地域づくりということで、特に活気がない、活気を必要としている五料、飯倉の農地について、先ほどいろいろと町長からプロジェクト説明あったのですが、今までの取組はどのようなことをやっていますか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） ご質問にお答えいたします。

今現在進めている経緯についてでございますが、こちらの五料、飯倉の活性化につきましては、基本構想を策定しまして、計画に基づいてそれぞれ実施をしている状況です。こちらの基本構想につきましては、3つの基本方針をベースとして、それぞれの事業についていろいろと仕掛けをしているところでございます。その中のまず1つ目としましては、農業系企業誘致がございまして、こちらにつきましては、群馬県のほうでも農業系の企業誘致を事業として実施を始めておりますので、そのモデル自治体として玉村町が今現在参画させていただいております。その中で、まずは農業系企業誘致に際しどのように情報提供、さらに有効な情報提供ができるかということで、いわゆる情報の見える化事業、既にこちらのほうはコンテンツを全て策定しまして、今現在デジタルデータとして情報発信し

ているところでございます。こちらのデータとしましては、企業が知りたい情報、例えば2トン車のトラックが搬入出できるかという道路事情であったり、あとは今回企業誘致の候補として上げている農地の地権者の意向、売っていいのか、貸していいのか、嫌なのか、そういった情報も全て含めて見える化の情報の中に組み込んでおります。それから、こちらから情報を発信して待っているだけでは何とも動きが取れませんから、東京で開催されます企業誘致のそういったイベントにも参加しまして、そちらに会場していただきました各企業、誘致を考えている企業さんとも商談を進めております。

それから、今度3月18日に開催されます群馬県のNETSUGENで開催される企業参入セミナーというのがございます。こちらのほうで、先進地の事例として玉村町の今までの取組を発表させていただきます。こちらにつきましては、リアルに参加していただく方のほか、オンライン配信もされますので、そのオンライン配信の内容を農業系の進出を考えている企業につきましても、もちろんこちらを視聴される可能性もありますから、そういったところでさらに玉村町の農地についての情報を取得するきっかけになるのかなと考えております。

それから、もう一つ、大きな目標としまして、2つ目の指針となります特産品開発についてでございます。こちらにつきましては、来年度の予算要望の中でも計上させていただきましたが、今度新たにたまむら果樹園応援プロジェクトということで事業を実施したいと考えております。こちらの内容につきましては、五料、飯倉の検討委員会で、五料、飯倉を含めて、玉村町で今後新たな特産品を生み出すにどういったものがあるかということで視察検討を繰り返していきまして、今現段階の最終的な決断ですが、果樹でまず初めにチャレンジしてこようという結論に至りました。ただ、果樹を新たに始めるに当たりましては初期投資費用、そういったものもかかりますから、農業者あるいは新たにチャレンジしたい方がそこに取り組みやすい、スタートアップしやすいような環境をつくるための補助金でございます。こちらにつきましては、補助金1経営体当たり100万円を上限とするということで、さらにその対象事業につきましても用地取得費であったりとか、様々なメニューに対してこちらの補助活用が可能でございますので、参画を促すことが期待できるかなと思っております。

さらに、もう一つの指針でございます五料、飯倉の農地利用ですが、こちらにつきましては、先ほどの果樹園プロジェクトに付随してくるのですが、この果樹園プロジェクトで補助金の上限100万円または2分の1と通常しているのですが、五料、飯倉へ果樹園進出を検討する、チャレンジしたい方につきましては、3分の2補助ということで補助率を増やしております。そういったことによりまして、五料、飯倉へのチャレンジの機会を拡大する、誘導するというところで、こちらの事業でさらなる五料、飯倉の活性化を進めていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 10番高橋茂樹議員。

〔10番 高橋茂樹君発言〕

◇10番（高橋茂樹君） 今説明があったように果樹園応援プロジェクト、そういう中で、やはりこ

れをもっともっと充実させて、宣伝して、ここで果樹園をやるという企業なり個人なりいろんなところへ宣伝して、県との共同でまた参加してやるということなので、どうしても早めに、特に果樹園の場合には、植えたらもう稲みたいに半年で収穫できてお金になるというものではないと思うので、その辺の手当ても考えながら、またそのプロジェクトを進めてもらいたいと思います。やはり地元で農業に参加する人がなかなか見当たらないという中のことはあるかと思いますが、幅広くその辺も町主導で進めてもらえればと思います。ぜひともあの辺を活気づくようにお願いします。

それでは次に、マイナンバー制度、特にマイナンバー制度は町でもいろいろとコンビニ交付の推奨をしていると思うのですが、一番は窓口が今时期的に、3月だとか4月は混み合うよということで、非常に1階が手狭になっている中、コンビニで取れる書類については住民がコンビニで取ってもらえば窓口がすくのではないかというようなことで、手数料の問題で、必ずしも手数料を引き下げれば利用が増えるかというのはちょっと問題なのですが、今県内の手数料、いろいろなところでコンビニ交付の手数料が窓口へ来るより下げてあると思うけれども、平均だとか、玉村町が50円割引というような中で、県内のほかのところは、下げているところだとかあまり下げないところだとか、何か資料はありますか。

◇議長（新井賢次君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） お答えいたします。

コンビニ交付サービスをしている自治体につきましては、県内では26市町村になっております。玉村町は通常よりも50円安く交付しております、ほかの市町村につきましても大体同じような傾向となっております。前橋市は今100円という形でサービスをしておりますし、長野原町は10円というようなサービスの仕方をしているところもありますけれども、基本的には玉村町と同じような形か、あとは下げずに窓口と同じような金額でやっているところが大多数だという状況となっております。

◇議長（新井賢次君） 10番高橋茂樹議員。

〔10番 高橋茂樹君発言〕

◇10番（高橋茂樹君） コンビニの手数料は50円のまけではなくて、一番安いところだと50円だとか100円だとかそっちへ誘導して、窓口を緩和すれば、人員だとか、先ほど町長の説明の中にあつたように、やはり窓口業務でお金を集金したのを合わせるだとか、人件費が相当削減されるのではないのかというような気がしますので、コンビニの手数料を下げ、コンビニ利用をもっともっと宣伝して、役場へ来なくもいいように、特に我々も3月定例会で朝来るのですけれども、ちょうど2月16日から3月15日までが確定申告、それと転出転入、学生が転出したりだとかいろいろなので、駐車場も結構混み合ってきている。そういういろんな面を考えれば、やはりコンビニで間に合うものはコンビニの数が相当数ありますから、そちらで取れるようにというのは、単純に手数料を下げれば

そっちへ行くかというのもちよっと考えものなのですからけれども、そちらへ誘導して、ぜひとも町の仕事の量を減らせれば、有効ではないかというので、まずは手数料の値下げを直に検討してもらいたいのですからけれども、その辺町長、検討を指示しますか。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今検討しています。もうそういう状況も分かっていますので。

◇議長（新井賢次君） 10番高橋茂樹議員。

〔10番 高橋茂樹君発言〕

◇10番（高橋茂樹君） それでは、早めに検討して、その辺お願いします。

それでは、3点目、収納率の説明があったのですけれども、この収納率は、今玉村町は県内でどのくらいの収納率なのですか、上位なのですか、それとも収納率が悪いほうなのですか。

◇議長（新井賢次君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） 議員ご質問の県内市町村の当町の位置づけについてお答えいたします。

収納率については、先ほど町長の答弁にあったとおりです。当町の位置づけですが、県内35市町村中、現年課税分と滞納繰越分を合わせた収納率の順位は令和4年度が10位、前年度の増減率は33位、令和5年度が10位、増減率は21位、令和6年度が11位、増減率は12位と中上位を維持している状況となっております。なお、現年課税分のみを収納率を見ますと、令和4年度は県内19位、全国1,741自治体中806位、令和5年度は県内14位、全国505位、令和6年度は県内10位、全国338位となっており、ここ3年間は上昇することができています。これも町長からの答弁にありまして、担当者が早期着手、早期解消を基本方針として、滞納整理に粛々と取り組んだ成果と考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 10番高橋茂樹議員。

〔10番 高橋茂樹君発言〕

◇10番（高橋茂樹君） 今の説明の中で、やはり玉村町の収税のほうも、平均点以上に頑張っているかなというような気もします。そんな中で、やはり税をまず納めて、国民の義務をきちんとしてもらおうように、あまり手荒ではない中できちんと収納ができるように、税務課のほうで、収税のほうで努力してもらえば、町の予算も立てやすいかなと思っています。そんな中で、今後の税務課の収税対策については、一層の努力を期待して今日の質問を終わります。

◇議長（新井賢次君） 休憩いたします。10時15分に再開いたします。

午前9時57分休憩

午前10時15分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 次に、3番笛木美登利議員の発言を許します。

[3番 笛木美登利君登壇]

◇3番（笛木美登利君） 議席番号3番笛木美登利です。議長のお許しが出ましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。傍聴の皆様、お忙しい中ありがとうございます。本日は、2点質問いたします。

1つ目、リチウムイオン電池を内蔵したモバイル機器の廃棄について伺います。近年、スマートフォンやモバイルバッテリー、ワイヤレスイヤホンなど充電して使用する製品が急速に普及し、私たちの生活は大変便利になりました。その一方で、これらの製品が不要になったり、故障した際の廃棄の過程で発煙、発火する事故が全国的に多く報道されております。町の収集に従事する職員の安全確保、そして処理施設での事故防止の観点からも適切な対策が求められると考えます。そこで、以下の点について質問いたします。

- 1、これまでに町内でリチウムイオン電池が原因と見られる発煙、発火などの事故はありましたか。
- 2、収集、選別に従事する職員からの危険事例や課題として報告されているものはありますか。
- 3、今後、より安全に収集、処理を行うために、町として検討している対策や強化策はありますか。
- 4、リチウムイオン電池やモバイルバッテリーに限らず、スプレー缶やカセットボンベ、ライターなど危険物の分別や処理方法の現状について伺います。

2つ目の質問です。本日、3月11日、15年前に東日本大震災が起こり、今でも多くの方々が大変な思いをされております。心よりお見舞い申し上げたいと思っております。1月に市町村議会議員研修に参加し、防災について学んでまいりました。そのときも、東日本大震災の様子や、また体験をされた議員さんからお話を伺い、議員として、議会としての役割や災害時の対応など、多くの学びがありました。その中でも私が最も深く問題意識を持ったのが災害時のトイレの課題でした。災害時には、上下水道や電気が使えなくなることは十分想定されます。大規模災害では、上下水道の復旧に1週間以上かかるケースが多いとも言われています。その一方で、避難所のトイレは、最初の48時間が最も混乱し、衛生状態が急速に悪化すると言われております。水や食料は備蓄していても、トイレだけは何とかなるだろうと思われがちですが、実際には最初に困るのがトイレであることを改めて強く感じました。トイレの不安や衛生面などの観点からも、住民お一人お一人に携帯型のトイレを配布することは有効だと考えますが、町としてそのような取組を検討するお考えはありますでしょうか。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 笹木美登利議員のご質問にお答えします。

まず初めに、リチウム電池を内蔵したモバイル機器の廃棄時における出火事故対策についてお答えします。まず、1点目の町内において、リチウムイオン電池が原因と見られる事故の有無についてですが、全国の出火事故事例では、燃えないごみの収集時にパッカー車がごみを巻き込んだときに、リチウムイオン電池が破損し、出火してしまった事例や、焼却施設のごみピットに投入された可燃ごみの中に混入していたリチウムイオン電池が破損し、火災となった事例が近年、増加傾向にあります。町では、幸いにも出火した事例はございませんが、今後も引き続き町民の皆様に分別ルールの周知を図り、安全にごみ処理を行ってまいります。

次に、2点目の作業職員からの危険事例や課題の報告はあるかについてですが、リチウムイオン電池が内蔵されている家電製品を工具で取り外す際に、誤ってリチウムイオン電池を破損させてしまい、発火の原因となる事例がありました。簡単に取り外しができなければ無理には取り外さないよう作業職員に周知を図りました。

次に、3点目の今後のより安全に収集を行うための対策についてですが、町ではリチウムイオン電池は他のごみと混在しないように、透明な袋に入れて充電電池と書いて燃えないごみの日に出してくださいと周知しておりますが、他の燃えないごみと一緒に袋で出されるケースがあります。町では、安全に収集を行うための対策として、出火事例のあったごみを巻き込むパッカー車ではなく、平ボディのトラックで破損させないように丁寧に積み込み収集をするよう心がけています。

次に、4点目のリチウムイオン電池に限らず、スプレー缶やカセットボンベ、ライターなどの危険物の分別、処理方法などの現状についてですが、スプレー缶やカセットボンベについては、使い切ってから穴を開けないで出してくださいと周知しております。これは穴を開けたとき、ガスが引火するおそれがあるためです。また、ライターについては、透明な袋にライターと書いて出してくださいと周知しております。ガスがたくさん残っていて、使い切ることができないものはクリーンセンターに直接持ち込んでいただいております。グリーンセンターでは、ガスやオイルが入っていてもそのまま安全に処理できる安心カンカンという機械で処理を行っております。

次に、災害時のトイレの確保についてお答えします。災害時のトイレの確保につきましては、避難所運営上、非常に重要な課題であると認識しています。災害の種類や規模、被害状況によって対応は大きく異なりますが、例えば2年前の石川県能登地震の際には、停電や断水により避難所のトイレが使えなくなり、深刻なトイレ不足が発生しました。このため、衛生環境が悪化し、健康被害のリスクも高まりました。災害時のトイレの確保は、避難所の備蓄だけで対応するのではなく、笹木議員のおっしゃるように、各自が自宅においても携帯トイレ等の備蓄をしておくことは大切であります。避難せずに自宅にとどまる場合にも利用でき、また避難するときの持ち出し品の一つとしての備えにもなると考えております。現在、町から携帯トイレ等の配布予定はありませんが、毎年避難所で使用する

携帯トイレの備蓄を着実に進めており、今後も継続して備蓄と入替えを行ってまいります。また、一刻も早い上下水道の復旧ができるよう、町内業者との間に災害復旧に関する協定を結んでおり、早期復旧への体制を整えてまいります。加えて、住民の皆様が自助努力として適切な備えができるよう、災害対策に関する情報提供や啓発活動にも力を入れてまいります。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） それでは、自席より質問させていただきます。

ただいまのご答弁で、玉村町ではこれまでリチウムイオン電池に関する私が懸念していたような事故もなく、また危険物の分別や処理方法について一定の周知を行っているとのことでした。先日、私の家にも、令和8年度のごみ収集カレンダーとごみの資源の出し方、分け方の用紙が届きました。昨年よりもさらに充実した、この決められた紙面の中に工夫した情報がぐっと盛り込まれていて、すばらしいものだと思ってじっくり見ていたのですけれども、今まで事故がなかったからといっても今後ないとも限りませんし、またこんなすばらしいものができていても、なかなか周りの人たちを見ても、それを周知をし切れていないということが実際だと思います。

また、先ほど申しあげましたように、今後もどんどんそういったモバイル製品が増えていく中、事故発生の確率も高くなってくるのではないかと考えます。先日話をした方も、リチウムイオン電池をどこに持って行ってどうに捨てたらいいかわからないと、このカレンダーにこんなに書いてあるよとお話をしたら、ああ、なるほどねという、だから見てはいないのだなというのが実際のところでした。その回収拠点について、改めて再度確認をさせていただきます。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 回答させていただきます。

回収拠点につきましては、役場の環境安全課の窓口を持ってきていただくか、クリーンセンターのほうへ直接持ってきていただければ大丈夫です。また、先ほど言いましたこちらの出し方、分け方のパンフレットにもありますように、透明な袋に入れて燃えないごみで出していただいても大丈夫です。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） 役場の環境安全課に持ってくるということと、あとクリーンセンターに持ち込むということは周知していたのですけれども、先ほどご答弁いただいたように、透明な袋に入れて、資源ごみの日というか燃えないごみの日に出していいということを伺い、本当に出しやすく、わざわざそこまで持っていかななくても出しやすいなということ、今まで普通の乾電池に関してはそのことを知っている方はすごく多くて、乾電池と書いて袋に入れている方を多く見かけていたのですけ

れども、バッテリーもそのようにして回収ができるということと、先ほど町長のご答弁にもいただきましたが、パッカー車ではなくて平積みのトラックでわざわざ回収をしてくださっているという、その危険防止をされていることは本当に素晴らしいことだと思いました。

近年、外国人の住民の方や、そういった方たちがどうやってごみを出していいかわからない、また誤った捨て方が危険であると、そこまで考えないで燃えないごみにどんどん入れてしまうということもあると思うのですけれども、そういった方々への周知というのはどのようにしているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

クリーンセンターでつくっておりますごみと資源の出し方、分け方のこちらのパンフレットにつきましても、4か国語で作成しておりますし、こちらについて、QRコードがあるのですけれども、こちらのさんあ〜るというのを読み込んでいただきますと、英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、インドネシア語に対応して、そちらの言葉で出ますので、確認していただくこととなっております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） 外国人の方だけではなくて、学生さんとかも大変多いと思うのですけれども、今ご答弁いただいたそのさんあ〜るというアプリ、私も今入れているのですけれども、今日ごみの日ですと通知が来るのですが、ごみの日も教えてくれますし、ごみ分別の辞典の機能も備えているので、これはどうに出したらいいのだろうというのを迷ったときも大変便利なものなので、こちらのアプリの活用をもっともっと推進していただければと思います。

それから、町内の小学校4年生が授業の一環でクリーンセンターの見学に行くという伺いました。実際に見学することで、そこで働く方々のご苦労だとか、危険を知ることができて、自分自身のごみの捨て方を振り返るよい機会ではないかと考えます。現在もクリーンセンターの見学会というのは、一般の方への見学会とかそういうことはどれぐらい実施されているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

毎年5月の一番最後の日曜日にクリーンセンター開放日ということでイベントを行っております。午前中だけなのですけれども、1年に1回行っております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番(笛木美登利君) ぜひ参加をしたいと思いますし、参加を促していきたいと思います。ただ、実際に全員が見学できるわけではないですので、そういった今お話伺ったようなこうやって出せばいいとか、こういうふうな危険だとか、一つ一つのそういったことを回覧板ですとか、また地区の自治会というか、何かいろんな行事で集まったりするときにも周知をしていただけたらと思います。あと小中学校での、やはり教育って大事だと思いますので、環境教育の連携をぜひお願いしたいと思うので、小学生の見学会とかだけではなくて、中学生の見学会とかそういうことは考えていらっしゃることはまだないでしょうか。

◇議長(新井賢次君) 学校教育課長。

[学校教育課長 青木栄二君発言]

◇学校教育課長(青木栄二君) お答えします。

小学校については、社会科の授業について、クリーンセンターの見学というものがございます。中学校については、そういったものについて特に授業の中で取り上げるというところでの見学はないのですが、家庭科の授業の中での消費教育であるとか、あるいは総合的な学習の時間で行っている環境への教育、そういったことを取り上げながら、その中で必要に応じて見学が行われることはあるかと思いますが、教育委員会として、必ず行ってくださいという指示のところまでは行えませんので、各学校が必要に応じて見学をするという形にはなるかなと思います。

◇議長(新井賢次君) 3番笛木美登利議員。

[3番 笛木美登利君発言]

◇3番(笛木美登利君) みんな悪気があって出すわけではないのだと思うのですが、絶対に事故はあってはいけないことだと思います。例えばなのですが、アパートの方って先ほどのごみの出し方、分け方のパンフレットが手元になかったりとか、いろんな状況があると思うのですが、とにかくそういった方たちに理解をしていただくための努力として、回覧だけではなくて、例えば外国人の方でしたら、会社で担当で面倒を見てくださっている言葉の通じる方でしたりとか、あと学生さんでしたりとかしたら、アパートの大家さんですとか、管理会社の方ですとか、そういった方たちに出す曜日だけではなくて、これはこういうふうに出してくださいということを周知をさらにしていただきたいというか、したらどうかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

◇議長(新井賢次君) 環境安全課長。

[環境安全課長 齋藤 博君発言]

◇環境安全課長(齋藤 博君) お答えいたします。

外国人の方につきましては、派遣会社とかで連れてこられる方につきましては、結構環境安全課によって外国語のごみの出し方を持って行ったりしておりますので、それで周知されていると思います。あと、アパートで結構ちゃんと分別されていないようなごみステーションも見受けられますが、そういうところにつきましては、管理会社のほうへお話ししたり対処しておるところです。また、学生や

一般のアパートにつきましては、特段ごみステーションが汚れていなければ、今のところ何もしていない状況なので、今後考えていきたいと思えます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） ありがとうございます。きちんとしていただいているということで、大変心強いと思えます。今後ごみ処理施設の広域化もされてまいります。また先のこととはいえ、分別に関しては、これまで以上に細かくなることが想定されます。本当にそうやってパッカー車ではなくてやってくださったり、選別を全部その現場で資源ごみに関しては、作業員の方が全部分別を目で見えてやってくださっているということを私も知りまして、本当に環境安全課やクリーンセンターの方のご尽力にも本当に感謝をしながら、さらに安全にお仕事ができますよう、今後も周知と徹底をよろしくお願ひしたいと思えます。

では、2点目の質問に入らせていただきます。災害発生時に最初の48時間、先ほど町長からも石川県のお話を伺いましたけれども、避難所のトイレが最も混乱し、衛生状態が悪化すると言われております。この最初の48時間をどう乗り切るか、住民の健康と安心に直結すると思えます。

そこで、町として、この初動の48時間を乗り越えるための具体的なトイレ対策をどのように考えているのか、改めてお聞かせください。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

被災後の最初の48時間のトイレの混雑につきましては、これを乗り切るための対策としまして、被災して上下水道が使用できなくなった場合、避難所ではトイレの混雑が発生する可能性が高くなります。乗り切るための対策としましては、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレの早期設置のほか、水や衛生資材の確保と補給を行いまして、利用者に対しては使用時間帯の分散化や利用マナーの周知徹底を行います。また、避難者の中からも協力をお願いしまして、トイレの管理や清掃を支援してもらう体制づくりが大切だと考えます。これらを組み合わせることで、最初の混雑を緩和し、衛生環境を保つことにつなげたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） きちんと計画を立てていただいていることはよく分かりました。ただ、その中で、やはりパニック状態になっているときに、担当してリーダーシップを取ってくださる方たちというのも大変だと思いますし、汚物の処理ですとか、そうやって怒号を浴びながら衛生管理をした

り、順番を守ってくださいと言ったりする、そのことってすごく大きな負担だと思うので、それを少しでも軽減するために、自分でちゃんと1つ持っていればと思いますので、住民の方へのトイレの配布は、私にとってはすごく、衛生面だけではなくて避難所運営の負担軽減にもつながると思うのですけれども、その点はいかがでしょう、町長。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 確かに自宅で用意しておくことは非常に大事ですよ。それを町の費用で配布するかということになると、逆にもう少し、大切だという意識を町民一人一人が高めることによって、自ら備えていくということも災害に対する一つの感覚を高めることになるのかなという気がします。町では、避難所での備蓄品を毎年毎年買いそろえているわけですけれども、当然トイレのことはもう1つ大きな課題ですので、そこは重点的に意識して、それからまた今これから移動トイレとかいろんな形での緊急時に使えるような、それが例えば緊急時だけではなくて平時でもいろんなイベント等でも使えるようなとか、いろんな兼ね合いの車で動かせるようなトイレもありますから、今そういうものも研究していますので、それとともに、個人が自分の生理現象に対する対応が適切にできるということは、まずは自分であるのかなという意識もやはり高めていただくことも必要なのかなと。どこからどこまで町でやるという、そこまでちょっとまだ踏み込めていないのですけれども、ただ本当に災害時、緊急時での生理行為の大切さということに対する認識はお互い高めることが大事だと思っています。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） ありがとうございます。確かに自分で備えることが一番だと思いますし、災害時の自助、公助、共助という言葉がありますけれども、自分自身と家族を守る、自分でしっかり守るということはすごく大事だと思うのですが、それがなかなか現実できていないのが、先ほど申し上げましたが、水とか食料は何となく備蓄しているのだけれども、トイレまでは何とかなるだろうと思っている方が大半なのではないかと思うのです。それで、配布をすることによって、こういうことがあったときに大変だよという一つの促しの言葉にもなるかなとは、改めて自助が大事ということを町民の皆様にご存知いただく機会にもなるのかと思ってご提案をさせていただきました。ただ、それが難しいとなったときに、例えばですが、高齢者がいたりとか、障害を持っていたり、ペットがいたり、小さい子がいたりということで遠慮して避難所に行かない、行くほどではないという方たちがたくさんいらっしゃると思うのです。行かない方の中には、俗に言う要支援者と言われる方が多いのではないかと思います。例えばですけれども、そういった方々に優先的に配布をすとかというお考えはいかがでしょう。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今の話をお聞きしまして、この間のコロナ禍で、そしてまた生活困窮という中で、女性の生理用品を大学とか学校にも備え置くという状況にはもうなってきたのです。だから、そういう意味で、それはもう生理の尊厳ですよね。そういう意味において、このトイレに関しても、携帯トイレというものもやはり人間の一つの尊厳を守るといふ、維持するということも非常に大事なことだと思いますので、そういったことも兼ね合いも踏まえながら、今後検討していくには非常に大事な課題だとは思っています。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） ありがとうございます。本当に防災グッズの一つとして、水や食料や懐中電灯とかと一緒に本来絶対持っておくべきものなのだと思うのですが、配布が難しくなったときに、それでも買ってくることは簡単で、100円ショップとかにも売っているのですが、でももしものときに用意していなかったときに、ポリ袋を敷いて新聞紙を入れるとか、凝固剤があればそれを入れるとかといつて簡易的に作ることは可能だと思いますので、また今後何かイベントとか訓練とかそういったときにそういうご提案もさらにしていただきながら、また広報の一面に作り方というのを入れていただくとか、そういった工夫もされながら、ぜひ本当に、あつてはならないことだし、使わないにこしたことはないのですが、配布が難しいのであればそういったこともご検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

笛木議員のおっしゃるとおりでありまして、配布のほうにつきましては多大な労力などかかりますので、町といたしましては広報やホームページ、地区の防災講座などを通じまして、避難用品の一つとして必ず携帯トイレやおむつ、生理用品なども入れてもらえるよう話していきたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） 災害時は誰もが不安やストレスを抱えています。そこで、トイレの心配が少しでも解消されれば、衛生という面だけではなくて、人は落ち着きを取り戻して、精神的にも効果があるのではないのでしょうか。それに、災害の備えを考えたときの自助、共助、公助と言われますが、自分自身の家族、自分自身、またそういった身を守る、安全を守るという自助の意識を高めるためにも、すごくトイレのことは大事なことだと考えております。再度ご検討をお願いしたいとともに、また災害時に誰もが安心して過ごせる町にしたいという思いから、ぜひ再度携帯トイレの配布をご提案

させていただいて、本日の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

◇議長（新井賢次君） 休憩いたします。11時30分に再開いたします。

午前10時45分休憩

午前11時30分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 次に、9番備前島久仁子議員の発言を許します。

〔9番 備前島久仁子君登壇〕

◇9番（備前島久仁子君） 議席番号9番備前島久仁子でございます。傍聴の皆様、ありがとうございます。それでは、通告に従って、質問をさせていただきます。

1946年の4月、今から80年前のことでもありますけれども、戦後の初総選挙で女性の国会議員39名が誕生いたしました。80年も前のことではありますが、男女平等、ジェンダーに関する世論の調査では、「女性の国会議員や地方議員の割合が増えたほうがいい」、または「どちらかといえば増えたほうがいい」とする意見は85%に上がっています。そして、3月8日は国際女性デー、各地域の男女平等を政治、行政、教育、経済の4つの分野で分析した都道府県版ジェンダーギャップ指数というのがありますが、それによりますと、群馬県は47都道府県中でも30位前後であり、男女平等が意識や社会の中でもまだまだ遠いことが分かります。今年2月の衆議院の選挙の後に、第105代の内閣総理大臣に選出された高市総裁は、男女格差の社会通念やしきたりを国会の中で長年痛感してこられたと聞きますが、日本が遅れている男女の格差への認識を改めて、誇れる国であるよう立て直しに期待をしたいと考えます。

それでは、令和8年度の施政方針について質問をさせていただきます。令和8年度玉村町一般会計予算は、公共施設の長寿命化に伴う改修工事や道路の舗装修繕、子育て支援に重点を置いた過去最大の146億5,000万円となっております。その中で、海洋センター長寿命化改修工事、給食センター施設の長寿命化、文化センター大ホール舞台吊物機構設備改修、民間保育所の建設費の一部補助など、1億円を超える大型事業が多くなっています。そこで、以下のことを伺います。

1、令和8年度単年だけでなく、翌年度以降も継続する事業はあるのかどうか。

2、自主財源66億円、予算のうち45%に対して、依存財源は81億円の55%、対比率をどう見るのか。

3、様々な基金からの繰入れを行って、なおかつ不足する財源の確保として、財政調整基金から、8億5,000万円の繰入れを見込んでおりますが、財政調整基金の残りは幾らになるのか。

4、多くの大型事業により町債が膨らんでおります。11億8,500万円は、最長何年の返済とされているのか。また、基金が減り、町債が膨らむことによって、今後の財政運営に支障はないのか、見解を伺います。

続きまして、ごみ焼却施設の今後10年間の計画について伺います。ごみ焼却施設の広域化は、前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市、玉村町で一般廃棄物処理広域化協議会が設立され、令和8年2月には、ごみ処理の広域化に関する基本合意書締結が行われました。しかし、4市1町の人口規模や対象の地域を考慮しなくてはならず、群馬県内での大きな枠組みであり、広域化での新しい焼却施設は計画策定も含めると、建設まで早くても10年以上がかかるとのことです。そこで、その間のクリーンセンター延命化については、多額の整備費がかかることが予想され、焼却委託も検討を要するとのことですが、今後広域化までの焼却施設の運営について伺います。

次に、こども誰でも通園制度の詳細について伺います。こども誰でも通園制度の詳細と令和9年4月の施行を目指すこども基本条例の概要について。こども誰でも通園制度が令和8年4月よりスタートいたします。子ども・子育て支援法に基づく給付として新たに創設される事業であり、保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子供を対象として、一月当たり一定の時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな制度で、そのための条例も制定されました。この4月よりスタートするこども誰でも通園制度の詳細について、以下のとおり伺います。

1、受け入れる保育所について、来年度は公立とのことですが、どの保育所でも可能なのでしょうか。

2、月に10時間とのことですが、例えば1時間ずつこの保育所を利用してもよいのでしょうか。

3、一時預かり事業との大きな違いについて伺います。

また、令和9年4月の施行を目指すこども基本条例、この制定の目的と概要についても伺います。

次に、クビアカツヤカミキリによる町の樹木への被害の状況について伺います。特定外来生物のクビアカツヤカミキリによる樹木への被害が広がっています。被害は桜が多く、梅、桃、スモモへの影響が出ていますが、群馬県内では約85%が桜であるとのこと。薬剤注入への補助金などで対策を行ってききましたが、焼却などの処理をする前に成虫が逃げってしまうのを防ぐため、伐採は虫の活動が鈍る秋以降に行う予定とのこと。県は、新年度の予算案に約1億7,650万円を盛り込んで、県内市町村へ伐採する費用の一部を補助するとしています。守れる桜はしっかりと保存してほしいと願っていますが、伐採するしか方法がない樹木の町の被害状況はどの程度であるか伺います。

以上4点についてよろしくお願いたします。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 備前島久仁子議員のご質問にお答えします。

初めに、令和8年度施政方針についてお答えいたします。まず、令和8年度に実施する大型事業の中で、翌年度以降も継続する事業があるかについてお答えします。令和8年度に新たに事業化した大型事業の中で、複数年度にわたる事業としましては、高橋川樋門改修事業、南小学校トイレ改修事業、文化センター大ホール舞台吊物機構設備改修事業が該当し、それぞれ令和8年度、令和9年度の2か年事業を予定しております。そのほか、海洋センターや学校給食センターをはじめとする公共施設の長寿命化工事につきましては、令和8年度単年の事業となります。

次に、令和8年度予算における自主財源と依存財源の割合についてお答えします。備前島議員がお示しのとおり、令和8年度予算における自主財源の割合は45%、依存財源の割合は55%となっております。自主財源の割合は、令和7年度予算においては48.8%であり、3.8ポイント低下した形になりますが、自主財源自体が前年度に比べて減少したわけではなく、国の交付金や地方交付税等の依存財源が大幅に増加したことにより、相対的に自主財源の割合が低下したものであります。なお、依存財源として分類されている交付金等につきましては、本来町の収入となるべきものを、制度上、国や県が一括徴収し、市町村等に配分するものでございますので、令和8年度予算における自主財源及び依存財源の割合や財政運営上の懸念はないと考えております。

次に、財政調整基金残高の見込みにつきましては、令和7年度末において約22億2,000万円、令和8年度末において約15億8,000万円を見込んでおります。なお、令和7年度につきましては、当初予算において9億円の取崩しを予定しておりましたが、町税収入の増加や地方交付税の増額、入札残や業務の効率化等による歳出削減等により、取崩し額を5億円に減額することができました。令和8年度につきましても、予算執行段階において、コストの削減や効率的な行政運営に努め、財政調整基金残高の確保に努めてまいります。

次に、町債の償還期間についてですが、原則として整備する施設や事業の耐用年数等に合わせて設定されます。道路事業や公共施設の長寿命化事業につきましては、過去の事例で償還期間を15年に設定しております。令和8年度の借入れにつきましても、総務省の基準等を参考にしつつ、財政負担の平準化や世代間負担の公平等を考慮し、適切な償還期間を設定する予定です。

次に、基金が減り、町債が膨らむことにより、今後の財政運営に支障がないのかのご質問についてですが、新規に借り入れる町債については、将来の町の財政負担を考慮し、交付税措置の高い有利な起債を優先して活用しております。例えば緊急自然災害防止対策事業債は元利償還金の70%、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は50%、公共施設等適正管理推進事業債は約34%が後年度の普通交付税に算入されるため、財政負担を抑えつつ各種公共施設の整備を進めることが可能です。また、公債費負担の状況を示す指標である公債費負担比率は、直近の令和6年度決算において8.7%であり、県内の市町村平均を大きく下回っていることに加え、実質公債費比率についても3.1%であり、県内市町村で最も健全な数値となっております。今後道路インフラや公共施設の長寿命化工事

等の実施により、これらの数値は現状より上昇していくと考えられますが、玉村町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、長期的な視点を持った公共施設マネジメントの推進により、財政負担を平準化し、健全で持続可能な財政運営を確保してまいります。

次に、ごみ焼却施設の今後10年間の計画についてお答えします。ごみ焼却施設は、令和9年度頃までの運転計画で、その後は焼却運転を停止し、将来的には廃炉を予定しています。焼却運転停止後の可燃ごみは、広域化での新しい焼却施設が稼働になるまで外部施設での焼却委託をする計画です。現在公営・民営を含め、焼却委託先の検討を行っておりますが、委託先を報告するまでには至っておりません。議員の皆様には、今後広域化協議に大きな進展があれば報告させていただきます。現段階では、今後のごみ焼却の委託や広域化協議について報告できることはありませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、こども誰でも通園制度の詳細と令和9年4月の施行を目指すこども基本条例（仮称）の概要についてお答えいたします。まず、こども誰でも通園制度の詳細についてですが、こども誰でも通園制度は、ゼロ歳6か月から3歳未満の保育所等を利用していない児童が保護者の就労状況にかかわらず、保育施設などを時間単位で利用できる制度で、令和8年度から開始されます。

まず、1点目の玉村町でのこども誰でも通園制度の実施場所ですが、町立第1保育所で行う方針であり、町内ではこの1か所となります。第1保育所は、こども誰でも通園制度を実施する居室の確保が可能であるなど設備的な面に加え、既に一時預かり事業を実施したり、地域子育て支援センターが併設されていたりするなど、本事業の対象者である未就園児とその保護者が日頃から利用している場所となっていることから、利用者の利便性はもちろんのこと、相談や支援にもつながりやすいと考えています。私立保育施設においては、こども誰でも通園制度のニーズが不透明であること、施設や保育士の確保も含め、提供体制を構築しなければならないなどの課題もあり、現時点においては実施を検討している施設はありません。

次に、2点目の利用時間に関してですが、1人当たりの月10時間が上限となりますが、1回当たりの利用は1時間からとし、以後30分単位での利用が標準的な受入れ時間の単位となります。その際、保護者負担として1時間当たり300円が生じます。第1保育所での受入れについても同様の内容で予定をしていますが、未就園児の1時間限りの通園のメリット、デメリット等もよく見極め、受入れ体制やその他の状況に応じて利用時間の設定なども検討してまいりたいと考えています。また、町内の利用対象施設は、第1保育所のみとなりますが、本制度は居住地以外のこども誰でも通園制度が利用できる、いわゆる広域利用が可能となっています。よって、玉村町在住の児童が第1保育所に限らず、他市町村で実施しているこども誰でも通園制度を利用することができます。なお、第1保育所のほかに、複数の町外施設を利用した場合であっても、その上限は1人当たり月10時間となるほか、その月の利用時間が10時間に満たなかった場合であっても、残りの時間を翌月に繰り越すことはできません。

次に、3点目の一時預かり事業とこども誰でも通園制度の違いですが、それぞれ異なる目的と仕組みを持つ取組として、国の考え方が整理されています。まず、一時預かり事業についてですが、これは主に子育て中の保護者が就労や病気、その他の理由で子供を一時的に預ける必要がある場合に、そのニーズに応えるための事業として、保護者の立場からの制度とされています。一方、こども誰でも通園制度は、子供の成長のために「通う」という考えを基本とし、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、子供が成長していくように子供の育ちを応援するものとされています。ただし、実際には、現在の一時預かり事業も子供が集団生活や保育所での生活に慣れることで、その成長に寄与している面があり、また保護者からの相談等にも対応していることから、実際の内容としては重なる部分が多いと思われます。具体的な違いで言えば、例えば現在公立保育所で実施している一時預かり事業が1日単位での利用であるのに対し、こども誰でも通園制度が時間単位での利用であること、保護者負担額もそれぞれの制度で異なることなどが挙げられます。いずれにしても、大切な子供を受け入れるという大変重要なことには変わりはなく、一時預かり事業、こども誰でも通園制度の違いにかかわらず、適切に実施できるように準備を進めてまいりたいと考えています。また、こども誰でも通園制度は、新たな事業としてスタートすることから、実際のニーズや運営上の課題など、まだ明確でないものや不明な点が多いのも現状です。よって、令和8年度は、保育所の受入れ体制の確立も含め、軌道に乗るまで慎重に実施して、徐々に制度の進化を図り、課題を解消しながら、制度を充実させていきたいと考えています。

次に、こども基本条例（仮称）の目的と概要についてのご質問にお答えいたします。条例を制定する目的は、子どもの権利条約やこども基本法の理念に基づく条例を制定することで、町全体でその考え方を認識、共有し、玉村町の将来を担う子供たちの権利を守り、子供たちが安心して健やかに育つことができる地域社会を実現するというものです。概要につきましては、子供たちが安心して育つことができる町を実現するための基本理念を示し、子供が生まれたときから持つ生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などの子供の権利を示し、その権利が尊重され、大切に守られるようにするため、子供、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者や町の役割を示し、地域全体で協力し、子供たちが安心して育つことができる町を目指す理念条例となるものです。条例の制定に当たっては、当事者である子供たちの視点を尊重し、意見を聞くことが大変重要です。子供や関係者から様々な意見を聴取し、それらの意見を反映した条例を策定してまいりたいと考えております。

次に、クビアカツヤカミキリによる町の樹木への被害状況についてお答えします。月田議員のご質問でもお答えしましたが、クビアカツヤカミキリは主に桜などの樹木に害を与える外来種の甲虫で、成虫は約二、三センチほどの大きさで、首の部分が赤く、光沢のある黒い体を持っています。日本へは近年侵入したとされ、全国各地で被害が確認されています。群馬県内では、平成27年7月に館林市において初めて確認され、令和7年10月現在、群馬県内では27市町村で被害が確認されています。被害の内容ではありますが、幼虫は樹木の内部に入り込み、木の内部を食い荒らします。これによ

り、樹木の樹液の流れが妨げられ、枝枯れや樹木の育成の衰退、最終的に樹木の枯死に至ることがあります。被害を受けた桜の木の根元や幹の周りには、幼虫が掘ったトンネルから出るフラスが大量に落ちるのが特徴です。

伐採するしか方法がない樹木の町の被害状況はどの程度であるかのご質問であります。令和7年度は62本を伐採し、令和8年度は39本の伐採を予定しております。伐採しないで守れる桜につきましては、薬剤の樹幹注入や殺虫スプレーの散布、成虫を捕殺することで、被害の拡大を防ぎます。いずれにしましても、町の予算や群馬県の補助事業のほか、新たに環境省が行う特定外来生物防除等対策事業の交付金を活用して、効果的な防除対策を進めてまいります。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） 自席より2回目の質問をさせていただきます。

今回は、玉村町の財政状況からクビアカツヤカミキリの話まで、4項目にわたって質問をさせていただいておりますが、財政の健全化は少し後に置いておきまして、まずクリーンセンターのごみ処理施設の……

◇議長（新井賢次君） 備前島議員、順番でお願いします。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） 順番でしないといけないのですか。

◇議長（新井賢次君） はい、通告順でお願いしたいと思います。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） 分かりました。先ほどの町長の答弁ですと、もう実質公債費比率は3.1%で、大変健全であると、そんなに心配は要らないということではありますが、固定費や経常収支がだんだん膨らんでいる状態だと思います。そうしますと、財政の硬直化ということを生みますし、また新規の施策の予算が組みにくいということもあります。令和6年度の経常収支比率は幾つになるでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 令和6年度決算の経常収支比率につきましては、令和5年度決算よりは少し改善されて、94.7%でした。その前年が97.4%ということでございます。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） 8年度、新年度の予算を見ますと、大変いろんなものの事業が増えておりまして、経常収支比率は少し上がるのではないかなと思われませんが、先ほど町長が言われたように、単年度のものもありますし、また年度をまたいで、南小のトイレですとか文化センターのつり物、こ

ういうものは単年度ではできなくて、次年度に持ち越すということでありまして、今後玉村町は建物が建設から35年から40年経っている建物が多くて、改修事業、そして長期的にもたせるための費用が今のところ重なってきているのではないかなと思います。運動公園の管理棟なんかもそうですね。また、今後玉村町がやはり危惧しているものは、建物の取壊し、そうした事業も非常に多いのではないかなと思うのです。その予算というものをたくさんかかってくるのではないかなと思います。例えば水道の給水棟ですとか、また小学校のプールですとか、また町の庁舎の増築工事などもありますし、また消防分団詰所の取壊し、こういうもので、結局は取壊し費用なども非常にかかってくる。この取壊し費用は運搬費、解体費、非常に上がってきていまして、これも先送りすればするほど予算もかかってくると思われませんが、そういうものも計画的に早期に取り壊す、10年先にいけばもうかなりの額が変わってくる、もうそれは予想ができますので、そういうものも含めた今後の財政の展望はどのように見ているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 確かに取壊し、一番近いのが消防分団の再編による各種分団詰所になるかと思えます。そちらにつきましては、一部地区で使用したいということで無償で今貸与しているところもあります。そのほかにつきましては、今後どうにするかということで取り壊して、売却をするかどうかというのはまた検討をしていきたいと思えます。また、学校のプール等につきましても、どうするかというのはまた詳細は今後詰めていかななくてはならないとは思えます。今後の展望ということですが、今回8年度につきましては施設改修等とかなり多く出ております。こちらにつきましても、有利な起債を、なるべくそちらを使いまして、起債で財政の平準化及び交付税措置のある有利な起債のほうを使いながら、あとは財政調整基金の取崩しをなるべく抑えながら、健全な財政運営にやはり努めていかなければならないと考えております。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） これを玉村町だけではなくて、どこの自治体でも建物の取壊しですとか改修ですとか、大きな費用がかかるものでありますので、計画的に運営を進めていただければと思います。

次に、クリーンセンターの可燃ごみの焼却の委託について伺います。令和8年度から9年度に委託先なども決めていくということでありまして、委託の場合も1度はクリーンセンターへ可燃ごみは集めて、そこから運搬していくということになるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

収集運搬車が直接持って行けるところ、1回クリーンセンターに集めて、トラックに載せ替えて行くところ、それぞれ委託を検討している焼却場の距離や周辺の道路状況、周辺の住民の合意などがありますので、それも含めて今収集運搬車が直接行くか、トラックに載せ替えていくかも検討しているところでもあります。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） 効率よくできるように願うばかりではありますが、委託しますと、委託料ですよね、今まで年間かかっていたコストと比べて、委託料というのはどのくらい上がるものなのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

現在クリーンセンターで焼却にかかる費用については、令和6年度は約4億円程度、令和8年度予算では4億6,000万円程度要求しているところでもあります。ごみ焼却の委託につきましては、官民焼却施設を問わず、外部委託で検討しておりますが、ごみ量の重さ、キロ幾らで委託額は決まってきます。それぞれ皆さんどの施設も金額が違うところではありますが、収集運搬車が直接持っていけるのか、またはトラックに載せ替えていくのか、トラックの大きさも大分違ってきて、10トンで持っていければ1回で行けるところを、もっと小さいトラックでなければいけないところだと何回か運ばなければいけません。そういう状況もありますので、焼却委託費の試算はまだできていないところではありますが、いろいろな試算の検討項目があるところでもあります。なお、焼却委託料、運搬費用はごみの量によります。また、清掃施設の広域化による費用負担につきましても、既に広域化を行っている自治体の例を見ると、均等割、人口割、ごみ量割で分担金や負担金を決めているところが多くなっております。中でも、ごみ量割の割合を多くしているところが多い現状であります。来年度予算要求している基本構想策定業務委託負担金につきましても、均等割が1割、人口割が1割、ごみ量割が8割となっております。今後、広域化後の費用負担なども決めていくこととなりますけれども、ごみ量割の比率が高くなると思われまます。今から玉村町のごみ排出量を減らしていく努力が必要と感じます。皆さんにお願いしたいのが5R、リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア、また生ごみの水分はできるだけ切ってもらえるとごみ量は大きく減ります。皆さん一人一人がごみ量を減らしていただきますようお願いいたします。それにより委託料なども減っていくと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） ごみの焼却の委託する場合は、委託料というのは、まず一番最初には選

ぶ場所、選定する場所のコストというのは大きな部分になるけれども、ごみの量は減らせば減らすほど委託料が減っていくわけでありますから、町民一人一人の注意と努力を求めているということでありますよね。そして、不燃物、燃えないごみですとか資源ごみのリサイクルの施設というのはそのまま今のところで、広域化までの間はそのままそこで使っていくということでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

現在、ごみ処理広域化の広域化協議会のほうでもそちらの話はしているところでありますが、現在のところまだ何も決まっていない状況であります。広域化協議会の中でそれが決まるまでは、玉村町のクリーンセンターのほうで行っていく予定であります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） 広域化までは10年ほどかかるので、その間の玉村町をどうするかということは今後検討していくということでありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、こども誰でも通園制度の質問に入っております。令和8年4月よりスタートしていくわけであります。これまで保育所を利用するには保護者が就労していることなどの条件がありましたが、保育制度の枠を超えて、理由にかかわらず時間単位で利用できるということでありまして、玉村町の第3期子ども・子育て支援事業計画を見ましても、「子供を見てもらえる親戚や知人がいない」と答えている人が8%ほどいるというのが現状でありますけれども、この新制度の6か月から3歳未満の子供たち、保育園や幼稚園に通っていない未就園児、保護者が、孤立だとか不安を感じやすい状況の中にあるということですのでけれども、今回こども誰でも通園制度に対象となる子供は何人ほどいますか。

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えいたします。

3月1日時点の数字なのですけれども、年齢ごとに申し上げますと、ゼロ歳6か月から1歳未満のお子さんが約93人、1歳児が約187人、2歳児が約208人、合計488人ほどになります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） 多い数だなと思いますけれども、今一時預かりとこども誰でも通園制度の、先ほどのように違うかということ伺いました。目的と給付制度によって違うということで、

今度時間単位で利用できるわけですね。1時間単位で利用できるということで、保護者の多様な働き方やライフスタイルに合う支援の強化だということでもありますけれども、慣れるまではなかなか子供1人だと難しいと思うのですが、慣れるまでは親子での利用ということも可能でしょうか。

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えいたします。

もちろん親子でも利用することは可能でございます。4月1日から、第1保育所のほうで事業を実施する予定でございます。または第1保育所の誰でも通園制度のほうで、そちらの利用も可能でございますし、あとは子育て支援センターという場所もございますので、どちらでもご利用になることは可能でございます。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） 保育所の入所待ち時間、待ち期間というものにも利用できるわけですか。希望している保育所に入りたいのだけれども、まだ入れないという状況がある場合、これをこのことも誰でも制度というものを使って、その間利用できるということもありますか。

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えいたします。

希望の保育所に入れないという状況もあると思うのですが、それまでの間、入れるまでの間、一時的に集団に慣れるといった使い方も可能かと思えます。1か月に10時間までご利用することが可能でございますので、だんだんと時間を延ばしていくといった使い方もできます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） 保育士の確保の状況というのはいかがでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えいたします。

現在のところ予定しておりますのが、2名の保育士で保育するという予定なのですが、順調にいけば最大6名くらいお子さんを預かるというのも可能だと思うのですが、何しろ集団に慣れていないお子様ですので、丁寧に一人一人を見ていきたいと思っておりますので、2名の保育士でまずは少しずつ、少ない人数のお子さんから始めていきたいと思っております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） 4月から始まる制度でありますので、これからの課題などもあるかと思いますが、期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

また……

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） すみません、お話の途中で遮ってしまって申し訳なかったです。

先ほど年齢別の人口のことを申し上げてしまって、すみません。議員さんのご質問された通園制度の対象者について、お答えできなかったような気がするのですけれども、人数でよろしかったでしょうか。申し訳ございません。大変失礼いたしました。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） 対象者の人数は488名と言われましたが、それはそのままよろしいですか。

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） 申し訳ございません。対象者ではなく、現時点の年齢別の人口でございます、すみません。保育認定の子供の数が258名おりますので、通園制度としての対象者は230名でございます。すみません。失礼いたしました。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） そんなに多いかなと思いましたが、よかったです。

でも、玉村町の、私は保育ですとか、教育環境というのはすばらしい取組だと感じております。小学校と中学校の給食費の無償化、これはどこよりも早く取り組んでおりますし、第2子保育料と副食費の無償化、これは町単独事業として実施しております。これらは、高崎市だとか前橋市という人口の多い市ではやりたくてもなかなかできないのが事実だと思います。保育所での使用済みのおむつの処理も私が提案したらすぐに取り入れてくれました。さらに、町ですばらしいと感じるのは、私は学童保育の、ちょっと子供という関連で話しますと、学童保育の充実もすばらしいと思っております。公設公営での運営ですね。高崎市なんかでは、運営を保護者が担っているのです。支援員のスタッフを探すのも運営費の管理も保護者が担っているために、各小学校での学童保育に差が生まれて、また個人情報の漏えいですとか、運営費管理の問題があると聞いております。町では、学童保育も公設公営、支援員の募集から運営費の管理まで町が担っております。これこそが私は町のすばらしい取組

であり、子供たちを育てるならこの玉村町でというその意気込みが、これが様々なところの施策に生きているのではないかなと思っております。このすばらしい子育て支援だと感じております。また、副町長は長く子ども育成課で取り組んでこられました。第2子の保育料の無償化や副食費の無償化に向けて努力をされてこられました。それが今保護者が安心してこの玉村町で子供を育てられる支援になっているのではないかなと思っております。子育てと教育両方の支援に携わってこられた方々には、やはり心から感謝を申し上げたいと思っております。

最後にですけれども、クビアカツヤカミキリについて伺います。確かに首が赤くてツヤがあるので、この名前になったというカミキリでありますけれども、県は薬剤注入費の一部を補助してきましたが、被害の拡大を防ぐために、今後は伐採に切り替えての補助で、薬剤への補助金が県からのものがなくなるということなのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

クビアカツヤカミキリ対策の補助金の全体的なところは、私ちょっと存じ上げていないのですが、ただこちらの農政部局で担当しておりますぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金というのがございます。こちらにつきましては、主な事業目的としますと、森林環境などを適切に整備保全することを目的とした補助金でございます。玉村町につきましては、山間部でもないのに、森林自体が、森林地帯というのがないという状況の中で、今回クビアカツヤカミキリが大分県内で蔓延しているということもありまして、その中の補助メニューの中で独自提案事業というのがございます。令和6年度から、このぐんま緑の県民基金の玉村町の独自提案事業として、クビアカツヤカミキリ対策ということで、群馬県の認可をいただいて補助金をいただきまして、クビアカツヤカミキリの樹幹注入等に対しまして群馬県からお金いただいて、それを公共の各役場の公園担当課、それから環境担当課のほうに配分して、対応した形になっております。令和8年度につきましても、こちらのぐんま緑の県民基金の市町村提案型事業補助金については継続しておりますので、玉村町につきましても同じようにまた緑の県民基金の中で、クビアカツヤカミキリの対策に対する補助金として、補助の要望をさせていただく予定でございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） ということは、伐採の費用と、そして薬剤の注入費の補助金は県からそのままということなのですね。分かりました。

樹木の伐採というのは、木の大きさにもよると思うのですが、大体20万円ほどかかるということなのですから、国の交付金を活用して2分の1で、県が4分の1、残りが町の負担で、8年度は

38本ほど町で伐採を予定しているということですよ。この間も上之手で総会がありまして、その上之手の公民館の周りの桜並木の桜を見ますと、木の下に木くずとふんの混ざったものがたくさん積もっているのです。これはフラスと呼ばれるのですか、幹には結構粘ったアメ状の樹液が幾つもついておりますが、これが相当の数桜の木についております。こういう状態になったらもう伐採しかないのでですか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） クビアカツヤカミキリの防除について回答させていただきます。

こちら群馬県のクビアカツヤカミキリ行政連絡会議というところから、この3月2日に来た防除対策基本方針というものの中で、被害状況を5段階に分類しております。その中の一番軽いのが未被害木、次が侵入初期木で、3段階目が初期被害木なのですが、こちらがもうフラスや樹液が排出されている木で、フラスや樹液の排出口が目線より低い場所にある段階、その段階で既に伐倒による防除が推奨されるというところになっています。被害進行木、その上の4段階目の被害進行木になりますと、フラスの排出口が目線より高い位置にあり、樹木全体で10か所以上確認される場合、こちらにつきましては農薬を用いた防除の効果が低減している状態であるため、伐倒による防除が推奨される。なお、伐倒後の切り株についても、幼虫や卵が寄生している可能性があるため、抜根またはビニールシートで覆うなどの飛散防止措置が必要ということになっています。もちろん一番レベルが進んだ衰弱の枯死木につきましては、薬剤を用いた防除はほぼ効果がなしで、伐倒のみというところがあります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） ということは、伐採したからそれでいいというよりも、切り株のところにも何かあるので対策が必要ということで、切るだけではなくて、切り株の対策も今後は考えなくてはいけないということで、玉村町の桜の木がなくなって、そして桜のいい季節にそれが味わえなくなるというのは、非常にこれは町民として残念だなと思いますけれども、そうした害虫への対策はしっかりとやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、今回3名の課長さんが定年退職をされます。長い間、町の発展と住民福祉のためにご尽力をいただき、町民の1人として感謝を申し上げます。齋藤課長、そして局長、お二人は議会事務局で議会運営や他の自治体への研修に随行されて、役場庁舎内以外での素顔をかいま見る機会がありました。また、いまだ少ない女性の課長として、3年にわたる子ども育成環境の整備や取組にご尽力されました今井子ども育成課長、お疲れさまでした。共働き世帯が増える中での保育行政に大きく取り組んでいただいたと思います。女性が課長職を担うということは、家庭や仕事の両立

があつて、当然男性には想像もできないほどの苦渋の思いがあつたと推察いたします。ですが、勇気と決断を持って担い続けてこられたことに深く感謝申し上げます。今後続く女性職員への励ましとエールにきつとなるはずであります。3人の退職される課長には、これからは後輩の背中を押してあげて、大丈夫だ、できると励まして力になっていただきたいと思います。健康に留意されて、今後の人生を堪能されてほしいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。これで質問を終わります。

◇議長（新井賢次君） 以上で一般質問を終了いたします。



○散 会

◇議長（新井賢次君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、3月12日木曜日は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後0時25分散会